

(第十八部)

第二回 参議院決算委員会会議録第二十九号

昭和二十三年七月二日(金曜日)午後二時三十分開会

本日の会議に付した事件

○新聞出版用紙割当事務廳法案(内閣送付)

○造幣局官制の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(下條廣重君) 此れより決算委員会を開会いたします。先ず新聞出版用紙割当事務廳設置法案を議題といたします。國務大臣より提案理由の御説明を願います。野澤國務大臣。

○國務大臣(野澤勝君) 新聞出版用紙割当事務廳設置法の提案理由並びに法案の趣旨を御説明いたします。

今回國家行政組織法が制定されることとなつたにつぎまして、従来の新聞出版用紙割当事務廳及び新聞及出版用紙割当委員会に関する規定を行政組織法の定むるところに従つて改正、或いは制定することが必要となりましたので、本法を立案いたしました次第であります。然るに諸般の關係から行政組織法は施行延期となつたのでありますが、本法は急遽実施を必要とする事情がありますので提案いたす次第であります。即ち用紙が極度に不足しておる現狀におきまして、割当機構を整備することが急務なのでありますが、従来用紙割当事務局については官制がありませんでしたが、用紙割当委員会に付きましては何ら法律命令等の根拠がなかつたのであります。委員会は一年に概額二十億円内外に上る洋紙の割当を行なつて

おり、その業務は我が國の政治、文化、思想等と密接な關係を持つておりますのみならず、新聞業界、出版業界に對して及ぼす影響も極めて大きいのであります。かかる重要な仕事をしております割当委員会がいずれの法律にも命令にも根據を持つておらないといふことは極めて不自然なことでありまして、運営上障害が多いので、一日も速に法律命令を以て定める必要があるものであります。かね／＼この必要を痛感し研究を進めておつたのであります。が、たゞ／＼行政組織法制定の企てに伴ひ、これが急遽實現を圖るに至つた次第であります。従つて組織法の実施が延期になりましたも、それとは別

に是非本法を制定いたしたいと存じておる次第であります。

本法の趣旨といたしますところは、割当委員会に自主的決定権を持たせる従来の制度は其のまま取り入れますと同時に、割当業務の責任が政府に存することに鑑みまして、政府と審議會との關係を判然とせしめ、政府が責任を取るべき根拠を明確にいたしましたといふ点にあるのであります。右以外に本法制定に際して、政府の権限を拡張し、或いは審議會の権限を制限した点はないのであります。例えば事務廳といふ名目が如何にも新しく大きな役所を作るかのごとき印象を與へてゐるやうであります。これは國家行政組織法によりまして、外局としての局といふ制度がなくなりまして、外局の一番下の單位は廳ということになりました

たので、事務廳といたしたに過ぎないのであります。

次に法案の各條について簡単に御説明申し上げます。先ず第一條には、用紙の割当制度というものが紙の不足によつて必要となつた臨時の制度でありますので、其の旨を記し、又第二條には、政府も審議會も其他如何なる人も用紙の割当を運用してはならないと云う原則を記し、第三條乃至第七條は、事務廳の所掌事務及び審議會の構成並びに権限に関する規定であります。従来の事務局と委員会の時代と実質的に同様の規定であります。第八條は委員の選定に関する規定であります。新委員の候補者を議長が選定することは従来と同様であります。候補者を不適当と認める正当な理由がある場合に、事務局局長は議長に對し其の撤回を求めることが出来るという点が新しい規定であります。これは政府が割当事務について責任を負います以上、委員の選定について此の程度の発言を持つことが必要であるからであります。第九條は、審議會に関する細目を政令の規定に譲り得ると云う趣旨であります。新聞出版用紙割当審議會令と云うものを制定いたす予定であります。第十條には、用紙の割当を行ふに對する方針、基準を定める原則を定めました。附則においては用紙割当を裁量するの必要の有無及び割当制度の可否に關して、議會に審議判斷して頂くために、毎通常國會に對して議決に依る議決を求めるべき旨を規定してあります。

午後二時八分速記中止

午後二時四十七分速記開始

○委員(下條廣重君) 速記を始め

○山下義信君 この第三條の一項の七つに亘ります事項は、これはこの事務廳長官の権限のように先刻おつしやいました。何でございませうか。

○政府委員(成田勝四郎君) 私からお答えいたします。事務廳は外局でございしますから、一應はその所掌事務の概括をいたしますのは、外局の長である長官と、さういふことになつております。ただ、その外局自身が總理廳に置かれましますので、内閣總理大臣の管理の下にあるわけでありませう。然らば國務大臣は如何なる地位に立つかと申しますと、これは總理大臣の管理の地位を國務大臣に代理して貰ひ、さういふ關係になります。全般的の管理の権限が國務大臣にあるのであります。それ以外に一般的の事務の元締といふ意味におきまします。或いは總理といふ從來の用語の属しますところは事務廳長官、さういふことになります。

○山下義信君 國務大臣の場合に關連があらまします。何おもうと思つておりました。先に御答弁でございまして

た。これが事務廳長官の権限であるか、或いは内閣總理大臣の管理と言へば、内閣總理大臣がこれを、外局の管理でありますから、管理のいわゆる主任大臣でありますから、内閣總理大臣の権限であるかといふことを明白にいたして置きませんと次の第二項に疑義を生ずるのではないかと私は考へるのであります。第二項のことを伺います。内閣總理大臣が特に必要がある場合、例を挙げれば、その場合に権限を他の國務大臣が行う場合の、この他の國務大臣の行いますことは一時的権限の代行でございませうか。或いは事務廳の主任の所掌大臣としての立場に立つのであります。一時的職務の代行に止まるのであります。その点を明白に願ひたいと思ひます。それから若し先でいわれる總理廳といふものが、總理府になりまして、内閣官房長官といふ國務大臣がござるに似ていたしまして、常にそれが内閣總理大臣の事故ある時にはその職務を代行するといふ場合になりましたときは、他の國務大臣と指しますのは、その場合は内閣官房長官が職務を代行いたしますか。或いは内閣官房長官を差し替へて別の國務大臣がこれに代つて行ひ、さういふ場合の關係を何かお考えになりまして、さういふことを承りたいのであります。それに関連いたしまして、なぜ事務廳の長官を始めから國務大臣をこれに充てるといふことになさいます

のときに現存している委員は、新らしい事務官法案の規定と矛盾しない限りそのまま審議会の委員になるわけですから法案実施のときには委員もありません。その後の様もきまつていくわけであり、従いましてその委員の任期は現在の委員会の規定による任期が続くわけであり、現在に改選するわけであり、且つ選挙母体もあると思ひます。それから第二の点の委員の再任の際には六名の同意がなければ再任はできないと、このうのが現在の規定の趣旨でございませうが、これも新しい審議会令に同様の規定を設けております。これはやはり委員はできるだけ変つた方がいいという趣旨でございまして、但し非常に信望のある委員は単に多数ということではなしに、六名と申しますのは、新聞部会、出版部会共に十一名の委員がおりますが、その半数以上ということになるのであります。六名の同意があれば再任を許す、こういうことになるのであります。それからお尋ねの第三点の地方新聞の問題でございませうが、地方新聞は一昨年までは新しく発刊が相当ございましたので、昨年来用紙の不足のために新規の地方新聞に対する用紙の割当というものが行われておりませんけれども、今後若し紙の生産が殖えまして、新聞の方へ多少用紙の割当が殖えたりということがありました場合には、第一着に地方新聞の中の非常に必要なものに対して考慮する、こういう大体的方針を委員会は持つてゐるようであります。

○竹中七郎君 私は今この審議会委員に對しまして、政府でも成るべく再選しない、こういう方向に進まれていくことに對しまして、私もさうなことに對しては賛成であります。現在の大臣が考慮になるように現在割当てられた新聞用紙が非常に安い、外で闇で買えば高いということがあります。如何にしてこれを獲得するかというのを御考慮になつて、こういう法案をお作りになつたと私は思ひます。そのときにおきまして六名の人が馴れ合いになりまして、始終その人がなるといふことになるということになると思ひます。今までは二回連続してはいけないうようにお定めになつた方がいいのじやないかと、かように考えるのであります。今までも中央に對しまして、割当がよくて割当委員会に運動せられるという風聞を私は耳にするのでありますので、その点も特に政府にいたしましても安い紙を配給するのでありますから、特に委員会に對しまして御監督がなければならぬということとは、この法案でも分りますけれども、特にお願い申上げたいと思ひます。特に先程局長から言われました通り、地方新聞に對して相当考慮せられるということに對しまして、特にお願いいたしまして、地方と中央とのバランスをよく取つて貰いたい、かようなことを希望いたしましたので、私の質問を終ります。○國務大臣(野澤勝君) 一言大切な御意見もございしますので、この際お答えしておきたいと思ひます。今、山下、竹中委員とも同様な御趣旨だと思ひま

すが、この法案をこれまでに出すに至つたのは相當の苦勞があつたわけでございます。要するに委員の方々も全部が悪いというわけではない、非常に努力をされてゐると思ひますが、どうも誤解もあるらしいのでございませう。又政府の事務局においても相當誤解もあるらしいのでございませう。これを今度誤解のないように明るみに出しまして、そうして共にお互いが切磋琢磨して行くという方針を織り込んだのが本法案でございませう。よつていろいろ御意見も出ると思ひますが、先ず今回は關係方面と折衝の結果、この程度の一應了解が附いたのでございませう。その点をも御了承願ひたいと思ひます。併し本國會におきましていろいろ御意見の出るのは速記録に載りますので、その速記録に載つた御意見を以てこれを最高の世論と心得て、法案の不備の点につきましては大いに今後完全のために努力するつもりでございませう。

○山下義信君 もう一点質疑を落しておりましたので、この際伺いたないのであります。第三條の権限でございませうが、第二号に必要に應じて割当を取消することができるといふ権限でございませうが、非常に重要に考へる。候補者を拒否するといふこと以上に割当の取消権といふものは重大であります。第三号におきましても適當な措置を講ずることができるといふ権限になつてゐるのであります。それと脱み合せまして、私はこの第二号は必要に應じて總理大臣の持つてゐる権限としてこれを取消することができるとは、審議会の議決に基きといふのは、

第二号はずつと全部に及ぶのではないかと考へる。若しそうでないならば第三号の権限と、必要に應じてこれを取消するとの適當の措置を講ずるとあるとの違ひでありまして、適當の措置の中には取消しといふことも入り得るのであります。重複の点もある。第二号は審議会の議決に基いて証明書を発行するし、又必要によつては取消す、こう読むのであります。審議会とは、關係なしに取消すといふことに相成るのであります。その点を明確にして頂きたいと思ひます。○政府委員(成田勝四郎君) 第二号は山下委員のお示しの通りであります。取消しの方も審議会の議決に基くものであります。序で申上げますが、第三号の方は、これは事務局の方の仕事といたしまして、検査事務を行い、正規に反する事実があると認められるときは適當な措置を講ずることは審議会の方に書いてないわけではございませう。これは権限はどこから出て参りますかと申しますと、臨時物資需給調整法に基くものであります。臨時物資需給調整法に基く勅令により、主務官廳が検査事務を行うことになつてゐるのであります。新聞出版用紙割当につきましては、從來新聞出版用紙割当事務局が主務官廳として經濟安定本部から指定されてゐるのであります。それに基くわけでありませう。○山下義信君 そうしますと、審議会の権限は何れ政令などで詳細に御規定に相成ると思ひますが、取消の権限もあるものと承してよろしいございませう。○政府委員(成田勝四郎君) さうでございませう。第二條につきまして伺いたいと思ひます。何人も如何なる方法によるを問はず、又一特定の思想への從属を強制してはならない。とありますが、これは共產黨が入つておるのですか、或いは社会党でございませうか、或いは民主自由党ですか、何か特定の思想といふものがあるとしたらば、或いはその意味は、小川友三の唱へる親米政策が入つておるかも知れませんが、そういう政策への紙の配給を、新らしい法律を以て配給してくれんといふことは、用紙を非常に残しておるやうな、いい感じを與えますが、事実これは紙を配給してくれませうか。新らしくできた政友、又古い政友であつても、特定の思想を持つておるけれども、これにも自由を害さない意味において紙は配給しますかどうですか、手続きしますから、その場合、或いは手続きしないものではやらないといふ差別待遇をするのであります。一つ聰明なる大臣から、配給するといふやうな御答弁を願ひたいと思ひます。○國務大臣(野澤勝君) 小川委員にお答えいたします。これは先程の御説明の通り、この從來の法文から見ますといふと、ちよつとおかしいのであります。が、どうもこの法案を立案するまでに、關係各方面とも折衝の結果、かような文句を入れることになつたのでございませう。そこで御指摘になりました特定の思想への從属を強制してはならないといふ、これは特定の思想ばかりを切り離さないで、後に關連があり

が、これは例え用紙割当につきましても、原案は事務局であります。最後決定は審議会がやるのでございませう。いわゆる従来の委員がやるのでございませう。そこでその委員会に對して、政府が、具体的に申しますれば、或いは自由党がなるか、或いは民主党がなるか、社会党がなるかは、これは別といたしまして、仮定をいたしまして、なる場合において、どうも委員の顔色が自由党内閣であれば、あれは社会党が多い、社会党内閣であるならば、自由党が多い、民主党が多いというふうなことで、氣に食わんからというふうな意味から、それを思想的に見解が違ふという意味で圧迫するようなことをしたり、或いは從屬を強制するようなことがあつては相成らん、こういう意味でありますので、さう御了承を願ひたいと思ひます。

○小川友三君 新法律を拵えますので、すから、新しく配給を殖やすようないふ返があるかどうか、新しい事務廳ができるんだが、政費で紙を一連も賣つていないのが多いと思ひますが、共產黨が一番多いでしよう。これを公平に按分するような考えがあるかどうか。社会党は恐らく紙は賣つていないでしよう。赤旗が一番多い、共產黨だけうんとやるが、後はちつともやらんという考えは……

○國務大臣(野澤勝君) 小川委員の御質問は、先般衆議院の決算委員会においても問題になつた点でございませう。かような点が非常に今までは法的根拠がなかつたので、いわゆる街の噂としてこれを聞いておつたに過ぎないと致すのでございませう。こういう問

題を納得するようにならうにさせなければ、又しなくてはならないという点で、その納得せしむるというのには、この國會を通ずることが一番納得せしむるものである。よつて従来の割当に對しましては、審議会の委員が今後と雖どもこれを決定することになります。これは、この輿論の最高反映機關であります。國會の意思として、いふ割当上に對して意見が出ると思ひます。その意見を委員会が取上げてやらなくては、結局その委員会に對する内容に對しまして、更に次期の國會におきましては、大きな革命的なものが出るのじやないかと、かように憂慮し、且つ又思われまゝで、この法案が若し御審議の結果可決になるならば、直ちに委員の方々に嚴重に國會の意思を反映せしむるようには、その誤りなきを期するようには、割當に對してつと公平に、もつと妥當にさせるようには注意を與えるつもりであります。

○政府委員(成田勝四郎君) 先程御説明の際に申述べを漏したところがございませうから、附加えさして頂きます。それは事務廳法の成立によつて經費が殖えるであらうか、定員が殖えるであらうか、或いは部局が殖えるであらうかという点が、今日ではございませうが、しげ／＼御質問がございませうので、その点を御説明申し上げます。事務廳法の制定によりまして部局は全然殖やさないつもりでございませう。處の中に現在ございませうところの課が四つあるだけでございませう。定員も廳法の制定に伴う増員というものは全然計画しておりません。現在官吏、臨時職員、雇人まで入れて約七十人おる

のでありまして、昨年来これを百人に殖やして貰いたいということを大藏省に頼んでおるわけなんです。ございませうが、それがなか／＼實現を見ないわけでありませう。それが若し實現をいたしますれば、これは昨年来の要求でございませうから、我々はこの限度の要求は今後もやつて行きたいと思つておるのでございませうけれども、廳法の設置に伴う職員増加というものは全然考へておりません。經費は今のところ本年度の予算は六百二十二万五千円でございます。その中間議決定によりまして、行政整理による人件費の一割五分減というのがございまして、五百四十六万五千円というのが本年度の經費でございませう。その中四百五万円までは人件費でございまして、一般事務費が四百四十万九千円、これをそのまま繰越す予定でございませう。

○委員(下條康彦君) 外に御質問はございませうか。

○兼岩傳一君 新しい官廳が統々でございませうが、それだけの効果があるかという点について、二つお伺ひします。一つは、この官廳がございませうと、つまり出版物が出なくなるということは、はつきり政府は確約できるのですか、それが一つ。それから第二に、この文化團體、労働團體等々の、商品的なものでなく、團體の機關紙に對する割當の方針は、つまり商業的なものに對しては非常に小さな割當しか當てておらない、我々もさういふ幾つかの團體に關係して、本當に知つておるのでありますが、文化團體、労働團體等々の機關紙に對する割當に對してどういふ方針を持つておられるか

と云ふこと。もう一つは、紙がないために、つまり科学技術の書物は出版が非常に困難な状態、というのはどういうことかと申しますと、写真とか図面とか、いわゆる立派なものを出すことが非常に困難な状態となつておる。が、さういふ困難のある写真、図面等を入れる科学技術の書物を出すという点に對して、何か考へておられるか。その二点、つまり團體と、それから科学技術の書物の問題、つまりらん書物、新聞の出版が非常にこれから目に見えて、この官廳の出版によつて減つて行くという具體的の保証なり、その手段があるならば、それをはつきりさせて置いて貰いたいと思ひます。

○國務大臣(野澤勝君) お答えいたします。第一の点は御尤もでございまして、これは本法案ができるでございまして、これは本法案ができるでございまして、拘わらず、政府といたしましては、委員会に對し、特に最近新聞出版用紙の割當の不足であるに拘わらず、思ひからざる新聞出版用紙が出ておるので、この点、政府並びに委員会は何をやつておるかという非難が相當あるというわけ、注意を受けまして、又我々の方からも、政府からも、委員会に向つて注意を致しまして、先般も委員会において一應調査をし、且つ又さういふものが現実に現れた場合に、これらの割當を停止した場合もあるでございませう。併し實際問題といたしまして、何らの法的根拠のない委員会でありませうので、どうも例えさういふものがありませうと、それを積極的にやるということもでき兼ねておるわけでございます。そこで結局、委員会に對してしましても、國民一般の疑惑の

眼も向けられるし、政府におきましても、一体何をさす／＼政府はしておるかという疑惑の眼を向けられますし、ここで内容を分析いたしますと、と、政府も丁度ちんどん屋のように、どつち付かず、委員会もちんどん屋のようにどつち付かずということが、偽らざる現実の姿でございませうので、兼岩委員の御指摘になりました通り、一刻も早く法案を制定して貰ひまして、かような過ちなきを期すべく努力いたしたいと思ひます。併し決定的にそれができるかという点になりますと、尙新聞出版用紙の面につきましては、政府はこの委員会と協力いたしまして、完全を期すべく努力を拂ひます。が、併しここで一つ御了承を得て置かなければならんことは、この用紙割當につきましては、新聞出版は總編輯に對して扱ひますが官廳の用紙につきましては、商工省と安本がこれを扱ひることになつておるのでございませう。この点が非常に総合的な用紙対策といたしましては、御指摘になりました通り、研究をしなければならん点でございませうが、一應我々に與えられておる問題と言ひましても、用紙の問題につきましては、新聞出版用紙という点に規定されておるのでございませう。そこで、それらの総合的な一貫した用紙に對する措置並びに運営につきましては、やはりその筋と、或いは關係方面と連絡をとつておるのでございませうが、今日まだその段階にあらずというふうなわけでありませうので、さう御了承願ひたいと思ひます。次に労働團體、科学雜誌に對するところの考へ方

でございませうが、これは勿論御指摘に

なりました通り、民主團體がその用紙、
相當の必要なこと、及び科學雜誌が今
後の日本を形作る上におきまして必要
なこと、これはいづれも認めておるの
でございますが、これらに對する理解
又は考案方というものは、委員會にお
いて決めることになつておりますの
で、政府としては勿論參考的に、かよ
うな民主團體或いは日本の發展の上の
科學的な基礎資料としての雜誌、こ
ういふものには對しましては、深い関心
を持つておりますので、この点は委員
會と共に協力して、その達成を期すべ
く考へておる次第でございます。

○兼岩傳一君　そうするとあれです
か、もう一度お尋ねしますが、今のま
までは、つまらん出版物を一つするこ
とには自信がないというふうに聞いて
よいこと、そのために法律を
出さなければいけないという、その法
律をいつ頃出される考へであるか。つ
まりそういうことが分らないで、ただ
官廳を作るということは賛成できん
であります。つまり実効を収めな
いような官廳には我々は賛成できない
のです。その点もう一遍はつきり、具
体的に簡単に、法律をいつ作るか、それ
から官廳を作ることは認められたと
いう答弁ですが、それはいつ頃出され
るか、それが出来るまでは全然実効を
収めることができないならできないと、
はつきり拜聴して置きたい。それから
私の第二にお尋ねしたのは、商業新聞
に對する割当の比率と、労働團體、文化
團體等、非商業新聞に對するものと
の割当に對して再考慮をするという、
つまり商業的なものだけに重くし、非
商業的團體の新聞に對する割当を再

考される考へがあるかないか。あると
かないかと、それだけでいいんです
から、はつきりそれを聞いて置きたい。
第三には、雜誌でなく、科學技術書、
つまり、文學その他のつまらんものが
出ますが、それでなくて、つまり社會
的或いは經濟的、哲學的なものと違つ
て、科學技術の書物は、図面とか写真
がなければ出版にならないのであり
ます、そういうようなものに對して力
を入れようという考へがあるかどうか。
それだけでもう一度簡単に伺います。

○國務大臣(野澤勝君)　どうも兼岩委
員の仰せになつたことは、よく呑みこ
めないのでございますが、若し私の答
弁が違つておりましたら、又お答えす
ることになります。如何なる法律を
作つても、法律を作る以上は、勿論世
の中のために、又は明るい日本を作り
たいというために作るものでありまし
て、特にこの新聞出版用紙割当法案と
いふものについては、先程各委員に御
説明申し上げましたような事情から、こ
れを提案することになつたのでござ
いますので、勿論御指摘になりました通
り、從來の欠陥、或いは闇、横流し等
に對する措置に對しましては、政令に
おいても十分裏づけをして、この法案
の趣旨の貫徹に努めたいという考へで
ございます。併し断じてかようなもの
を起さんということを言明せよといつ
ても、眞の眞砂は盡きることがあつて
も盗人の盡きるためにはないという言
葉がありますように、さうな点は一
つ御了解を頂きたいと思ひます。それ
から次に、先程御指摘になりました科
學技術の点でございますが、これは御
尤もでございます、この点につきま

しては、兼岩委員もきつと御了解がで
きておるのではないかとと思ひますが、
現に科學技術については特に考慮を拂
ひまして、相當に科學技術書を許可し
ております。又關係方面からも、特に
この点は意見もありまして、我々もさ
う考へておりますので、御期待に副
うべく努力するつもりでございます。
商業の新聞については、一方に科學雜
誌、一方に商業雜誌というやうなこと
について、商業も、(兼岩傳一君)團體
の機關新聞と、商業的な營利的な
新聞のパーセントは、九十九パー
セントか、たしか九十九パーセントか
つたと思ひますが、労働團體の機關紙
に對しては僅かに一パーセントくらい
で、あまりに少いというふうに我々は
感ずるのだが、そのことですと違つて
いや、この点は、又最善の調査をいた
しまして努力をいたします。

○伊達源一君　ちよつと大臣に一点
質問して置きたいのでありますが、先
刻からの〴〵の御答弁によりまして
と、用紙割当のこと、あのだらしない
やり方、困つたやり方、あれについて
俺らは責任を負えない。責任を負える
ように法律を措ける。今までのことは
こつちは知らんというやうな意味に解
せられる御答弁がありました。果し
てさうであるならば、どういふ
具合に解釈すべきか、改めてお尋ねし
て置きます。

○國務大臣(野澤勝君)　先程からお答
えをして來ました通り、實際問題の、
實際の内容を申し上げますと、政府は
割當に對しては責任を持つてということ
になつておりますが、然らばその責任
を持つ政府が、委員會において割當で
した場合に、いづれの意見乃至はい
ろいろの噂又は〴〵の陳情、要求、
こゝろの〴〵があるものでありますが、そ
れらを、意見を一應は委員會に傳える
のでございますが、それがなか〴〵政
府と委員會との法的な一つの枠という
ものがありまじいので、どうもその間
びつたりと行かないのでございます。
かような点は、勿論委員會がどうのこ
うのといふわけではございませんが、
今少しく一体になつて、そうしてお互
いに政府の意見又は委員會の意見、こ
れの完全綜合調整をして行くという建
前を取らなくては、いわゆる人民の輿
論の期待に副い得ることができないと
いふ、かような見解で法案を提出した
次第であります。

○委員(下條康君)　外に御質問が
なければ、大体この程度で質問を終つ
て御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○堀真琴君　ちよつと一言、先程兼岩
君から好ましくない出版物について
お尋ねがあつたのでありますが、実は
好ましくない出版物や、闇出版物とい
うものは、大体仙花紙で行われてお
る。仙花紙を用紙割當の対象にしてお
るかどうか。若し、してないとすれば、
これに對してどういふ取締の方針を今
後やつて行かれるかといふことをただ
一つお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(野澤勝君)　御尤もな御質
問でございます、特にこの仙花紙問
題につきましては、実はこの割當の対
象にしておりません。併し先程から兼
岩委員の仰せの通り、特に問題になつ
ておるのは、用紙割當の方は、相當嚴
重に行なつていふと思ひのでございま

すが、仙花紙が最近非常に流れており
ます。これが出版及び新聞方面に相當
利用されておるのでございますが、こ
れに對しては、實のところは、生産割
當につきましては、商工省がやつてる
のでございます。この頃特に仙花紙の
問題につきましても、商工當局に特に
注意を發しまして、あの仙花紙を作る
だけのものを一つ新聞用紙の生産の方
面に向けるやうにやつて呉れんかとい
う警告と意見を出しておるのでござ
います。然るに商工省當局といたしま
しては、現在この用紙の原料であります
パルプ並びに石炭などが非常に窮乏
である、窮乏の際に、その仙花紙の方
面にまで原料を廻すということができ
ないので、結局仙花紙を作る連中は、
そういう文句を言うならば、是非原料
を配給して貰いたいといふやうなことを
言われて來るので、今それに手が著
かんでおる事情である。こゝろに答
へておきます。併し只今堀委員の御指
摘になりました通り、特に種々いろ
いろの問題が起つておる際でございます
ので、この仙花紙対策といふものに
對しましては、御指摘になりました通
り、商工當局と折衝いたしまして、こ
の解決に最善の努力を拂ひたい、かよ
うに思つておる次第でございます。
○委員(下條康君)　それでは質問
は終つたことにいたしました、まだこ
れは衆議院を通つておりませんから、
予備審査の段階でありますから、この
程度で止めて置きたいと思ひます。若
し何か修正の御意見でもありますれ
ば、速記を止めて御議論に入つて繰め
て置いた方が、關係方面との連絡上都合
がいいと思ひますので、それしや

速記を止めて議談会に移ります。

午後三時三十七分議談会に移る

午後三時五十一分議談会を終る
○委員長(下條康君) それではこれで議談会を終ります。

造幣局官制の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の説明を求めます。

○政府委員(森下政一君) 只今議題となりました造幣局官制の一部を改正する法律案の提出の理由を説明いたします。

戦時中、金地金の配給業務は、日本銀行がこれを担当し、同行が金貨金特別金計から譲り受けた金地金は、慣行上これを日本金貨株式会社へ一括譲渡し、同会社においてこれを小分け加工して実需者へ配給してしたのであります。終戦後、戦時中の統制機関は逐次閉鎖せられるところとなり、同会社も閉鎖機関の指定を受け、昨年三月末その業務を停止されるに至つたのであります。そこで政府は、関係方面との交渉の結果、貴金屬は、造幣局をしてこれを直営せしめると決定し、諸般の準備を進めることとなつたのであります。併し準備の完了するまでは、暫定的に日本銀行において実需者に直賣せしめ、小分け加工等の技術的な業務は、造幣局がこれを援助することとしたのであります。種々の事情により、そのままで今日に至つたのであります。従つてこの際既定方針通り貴金屬の配給業務の能率的な運営を行つため、小分け加工等につき優秀な施設、経験、陳客を有する造幣局に、貴金屬の配給業務のすべてを実施せしめること

とが必要であると考へる次第であります。

これが本法案提案の理由であります。お聞き下さいましたように極めて簡単な法案でありますので、どうぞ即決御賛成を頂ければ誠に幸せであります。

○小川友三君 ちよつとお伺ひ申上げます。この貴金屬の配給という問題は、極めて簡単に書かれておりますけれども、これは非常な問題であります。その実情を申上げますから御答弁をお願いいたします。御承知の通り齒科医師に沢山の金が使ひもしないのに必要量以上に配給を現在せられております。その金が第三國人に高價に買上げられまして、その金の所在が第三國人の手に入りつゝあるという現状を政府は果して知つておるのかい。

の、齒科医師は金の歯を入れるよりも、金を闇で賣つた方が遙かに利潤が多いのであります。その方面へその方面へと齒科医師から金が流れておるといふ状態でありまして、この貴金屬の配給中、金の配給は停止せられたいのであります。そうして停止をして、その金を集結をしまして、食糧事情極めて逼迫せる今日、食糧の輸入方面に向けて貰ひたいのであるが、政府はどういう考へを持つておるか、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(森下政一君) 只今御質問のごさいました齒科医師その他が医療用として政府から買取りました金を、実際に医療のために使ふことなくして、闇賣りしておる実情がある、そういう実情を政府は知つておるか、こういうお尋ねでございました。さういふ事実

が或いはあるかも知れないのであります。それが極端に、医療用に廻されたものが闇に流れておるといふふうには実は考へておらぬのであります。が、いすれにいたしましても、医療用として渡されたものが本來の目的に關つて使われないといふことは、好ましくないのであります。実情を精査いたしまして、実需要に成るべく適するやうに配給をするというところに努める考へで、二十三年度におきましては、二十二年度と比較いたしますと、配給をするところの量も、これを減らすといふ計画を只今立てております。さういふ次第であります。漸次、只今小川さんから御指摘のありましたやうに、實際の用途の目的に使われるという線に沿つて善処して行きたい、かやうに考へております。

○小川友三君 二十二年度に金を医療用として齒科医師にドルで何ドルぐらゐの割合で金を配給したのですか。二十三年度はそれより何十パーセント引きになりますか、一つ予定を伺ひたい。

○政府委員(森下政一君) ドルのなにはちよつと資料を持たないのであります。が、二十二年度は六百キログラム、二十三年度は六百キログラム、さういふ予定をいたしております。

○委員長(下條康君) 外にお尋ねございせんでしょうか。外に御質問なければ、質問は終つたことにいたします。よろしくございませうか。

○委員長(下條康君) 外に御意見ございませうか。質問は終つたことといたしてよろしくございませうか。

○委員長(下條康君) 質問は終つたことといたしてよろしくございませうか。

○委員長(下條康君) 質問は終つたことといたしてよろしくございませうか。

○小川友三君 金の配給は、極めて食糧事情の窮乏なときに、全部これは食糧に廻して貰ひたいという條件を付けてまして、賛成いたします。

○委員長(下條康君) 外に御意見ございませうか。討論は終つたことといたしてよろしくございませうか。

○委員長(下條康君) 採決いたします。造幣局官制の一部を改正する法律案に対して御賛成の方の拳手を願ひます。

○委員長(下條康君) 全会一致と認めます。原案の通り可決せられました。報告書に御署名をお願いいたします。

○委員長(下條康君) 委員長の報告はお委せ願ひたいと思ひます。

○委員長(下條康君) あと農業改良局設置法案というのがありますが、これは実は農林委員会の方から審議を少し待つてくれという話がございますので、今日はこの程度でお止めになつたらどうかと思ひます。

○委員長(下條康君) 本日はこれで散会いたします。

午後三時五十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 下條 康君
理事 太田 敏兄君
伊達源一郎君
委員 岩崎正三郎君
堀 眞琴君

國務大臣 野澤 勝君
國務大臣 小川 友三君
千田 正君
兼岩 傳一君
山下 義信君
小野 哲君
深川タマエ君
竹中 七郎君
西山 龜七君

政府委員 新閣出版用紙 成田勝四郎君
制当事務局局長 森下 政一君
大蔵政務次官